

学校活動支援・協働事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、八王子市立小・中及び義務教育学校において行われている、地域住民等を活用した学校運営を支援する活動（以下「学校支援活動」という。）の更なる充実及び活性化させるとともに、学校を核とした地域づくりを目指し、学校支援活動をとおして、学校と地域等の教育活動における協働体制の構築を図っていくことを目的とし、経費の一部を支給する。

(対象範囲)

第2条 本事業の対象範囲を以下のとおり定める。

- (1) 地域学校協働活動推進員（学校コーディネーター）（以下「推進員」という。）の委嘱・役割等に関すること。
- (2) 学校支援活動のうち以下の活動に関すること。
 - ① ゲストティーチャーとしての支援
 - ② 学習等の補助
 - ③ 学校行事支援
 - ④ 学校施設等の環境整備支援
 - ⑤ 上記のほか教育委員会が適当と認めたもの

(推進員の委嘱等)

第3条 推進員の委嘱等について以下のとおり定める。

- (1) 推進員は、校長からの推薦を受け、教育委員会が承認・委嘱し、推薦を受けた学校等へ配置する。
- (2) 推進員の委嘱期間は、4月1日から当該年度末日までとする。
- (3) 推進員として委嘱された者は、活動にあたって以下の事項を遵守する。
 - ① 教育委員会や学校の運営方針に沿った意欲的な活動の実施。
 - ② 政治的・宗教的中立性に基づいた活動の実施。
 - ③ 活動中に知りえた個人情報や組織情報等についての漏洩及び目的外利用等の禁止。
- (4) 教育委員会は、前号に違反した場合やその他推進員として相応しくない行為等が明らかとなった場合及び本人からの申し出等により、委嘱期間の途中であってもその職を解除することができる。

(推進員の役割等)

第4条 推進員の役割等について以下のとおり定める。

- (1) 教育委員会や学校の運営方針に沿った、学校支援活動に関する総合調整。
- (2) 学校支援活動の担い手となる地域人材の発掘を目的とした、学校支援ボランティア人材バンク事務局との連携や、地域や地域の関係団体等との関係構築及び学校支援活動の地域等への啓発・情報発信等。

- (3) 学校や学校運営協議会及び地域住民等で構成される地域学校協働本部との連携や情報共有等。
- (4) 第1号から第3号のほか教育委員会が必要と定めたもの。
- (5) 推進員は、第1号から第4号を推進するにあたり、必要に応じて、教育委員会内に配置されている地域学校協働活動推進統括コーディネーターへ指導・助言等を求めることができる。

(学校支援活動における本事業の活動内容等)

第5条 第2条第2号で規定した内容について、以下の通り詳細を定める。

- (1) 第2条第2号の具体的な活動内容については、別表第一で定める。
- (2) 前号による活動を行う者は、学校支援ボランティア人材バンク事業実施要綱の該当者を対象とする。
- (3) 別表第二については、学校運営協議会企画事業においても準用する。

(謝金基準)

第6条 第4条及び第5条の活動を行うための謝金基準等は、別表第二のとおり定める。

(実施計画書の提出)

第7条 第4条及び第5号に係る経費の支給を希望する学校は、実施計画書を別に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(審査及び対象校等の決定)

第8条 教育委員会は、前条により提出のあった計画について審査を行い、予算の範囲内で、経費支給の対象校（以下「対象校」という。）及び配当額を決定する。

(支給対象期間)

第9条 前条で決定した経費の支給対象期間は、対象校に決定した日から当該年度末日までとする。

(実施報告書の提出)

第10条 対象校は、活動終了後すみやかに、別に定める実施報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(状況調査等)

第11条 教育委員会は、必要に応じて、対象校に対し活動状況及び第8条で配当した予算について執行状況の調査・確認等を行い、本事業の効果的な推進に努めるものとする。

(庶務)

第12条 本事業における庶務は、地域教育推進課にて行う。

(補足)

第 13 条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から施行する。

【第5条関係（別表第一）】本事業活動内容

区分	内容	活動例
(1)ゲストティーチャーとしての支援	ゲストティーチャーとして専門性や経験等を活かした支援を行う。	①道徳や総合的な学習及び特別活動での支援 (原則上記以外の各教科【※】での活用は不可)
		②情報教育支援 (パソコン指導・情報モラル指導等)
		③クラブ活動・部活動支援(指導者)
(2)学習等の補助	授業補助や放課後等での補習支援等を行う。	①各教科【※】での指導補助及び放課後等での補習支援
		②英会話等言語の放課後等での学習支援
		③特別支援教育に関わる支援 (特別支援学級や通常学級における配慮が必要な児童・生徒の授業補助等)
		④学級や図書室等での読み聞かせ活動・ブックトーク等
		⑤クラブ活動・部活動支援(補助者)
		⑥日本語学級等での支援 (日本語学級・日本語指導における指導補助等)
		⑦遊び相手・悩み相談
(3)学校行事支援	学校行事の準備や当日の運営支援及び校外活動の引率等を行う。	学校行事の事前準備、会場設営、当日の運営支援、ビデオ撮影、校外活動(1、2時間程度の活動)の引率等
(4)学校施設等の環境整備支援	学校環境の整備や施設・物品等の簡易的な修繕等を行う。	①校舎・教室・図書室等の整備 (教室環境整備、理科室整備、花壇造り、草刈、図書室の整備、本の整理・修理・飾り付け等)
		②情報機器等の整備 (タブレットの設定、HP掲載内容の修正等契約を伴わない簡易的なもの)
		③学校安全対策 (校内巡回、校外パトロール等)
		④教材・教具・掲示物等の作成
(5)その他	上記(1)から(4)に含まれず、教育委員会が適当と認めたもの。	

【※】①小学校学習指導要領で定める「国語」「社会」「算数」「理科」「生活」「音楽」「図画工作」「家庭」「体育」「外国語」の10教科
 ②中学校学習指導要領で定める「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」「美術」「保健体育」「技術・家庭」「外国語」の9教科

【第6条関係（別表第二）】学校支援活動謝金基準等

区分	活動内容	支払額	所得税
(1)ゲストティーチャーとしての支援	①道徳や総合的な学習及び特別活動での支援 ②情報教育支援 ③クラブ活動・部活動支援（指導者）	2,000 円/日	とらない
(2)学習等の補助	①各教科での指導補助 ②放課後等での補習支援 ③特別支援教育に関わる支援 ④学級や図書室等での読み聞かせ活動・ブックトーク等 ⑤クラブ活動・部活動支援（補助者） ⑥日本語学級等での支援 ⑦遊び相手・悩み相談	1,000 円/日	とらない
	⑧英会話等言語の放課後等での学習支援	○英会話等学習指導補助者 2,000 円/時間 (実支援時間分 100 円未満切り捨て) ※英語科教員免許・英語検定 2 級以上、TOEIC550 点以上等の資格を有する者や児童英語・小学校英語について大学での研究や民間機関での研修を受けた者で、なおかつ、小・中学校や学習塾、英語教室等で一定の指導経験がある者。（英語以外の場合には、上記と同等程度の者。）	とる
		○英会話等学習アシスタント 1,000 円/時間 (実支援時間分 100 円未満切り捨て) ※資格要件なし。児童・生徒の英会話におけるコミュニケーション能力を高めるための支援を行う者。	

区分	活動内容	支払額	所得税
(3)学校行事支援	①学校行事等における事前準備や当日の運営支援及び校外活動の引率等	○通常の支援 1,000 円/日 ※事前準備や事後処理等、日をまたいで支援を行う場合には、日ごとに上記金額を支給。 例：当日のみ：1,000 円 前日準備と当日：1,000 円×2 日 等	とらない
(4)学校施設等の環境整備支援	①校舎・教室・図書室等の整備 ②情報機器等の整備	○通常の支援 1,000 円/日 ※日をまたいで支援を行う場合の考え方については上記区分(3)と同様。	とらない
	③学校安全対策 ④教材・教具・掲示物等の作成	1,000 円/日	とらない
(5)その他	上記 (1) ～(4)に含まれず、必要と思われるものについては、教育委員会が適当と認めたものに限り、実施内容を踏まえ支払額等算出。		

【第 6 条関係（別表第二）】 地域学校協働活動推進員謝金基準等

区分	支払額・活動回数	所得税
地域学校協働活動推進員 (学校コーディネーター)	①小中一貫校及び義務教育学校 1,000 円/回 (1 校当たりの活動回数上限：年 132 回※) ②①以外の学校 1,000 円/回 (1 校当たりの活動回数上限：年 66 回※) ※月あたりの活動回数の制限なし。	とらない